裁判員経験者意見交換会議事録

(裁判員経験者1は、参加することができなかったため、発言の記載はない。)

司会者: それでは、3月の裁判員経験者意見交換会を始めさせていただきます。 本日はお忙しい中、ご参加いただき、どうもありがとうございます。

私,大阪地裁第5刑事部で裁判長を務めさせていただいております,齋藤正 人と申します。本日は司会者を務めさせていただきます。よろしくお願いいた します。

さて、裁判員制度開始後、間もなく5年が経過することになります。ここ大阪でも相当件数の審理が行われて、判決が言い渡されていることは皆様ご承知のことと思います。

私も,平成23年4月からの3年間で合計34件の事件を担当いたしました。 裁判員,補充裁判員の皆さんには大変お世話になっているというのが実感でご ざいます。

裁判員、補充裁判員の皆さんからは、裁判終了後にアンケートという形で様々な意見をいただいておりますが、今日は、改めて、後に申し上げるテーマにつきまして率直なご意見を伺い、裁判員制度のよりよい運用に生かしていきたいというふうに考えております。

ところで、本日の意見交換会の意見交換事項は、あらかじめお伝えさせていただいたとおり、「否認事件における証人尋問及び被告人質問の在り方について」というふうにさせていただいています。否認事件における証人尋問や被告人質問というのは、まさに有罪、無罪を決する天王山です。そのため、検察官、弁護人はそれぞれに意図を持って尋問等に工夫を凝らされているはずです。それらが皆さんにどう伝わっているのか、あるいは伝わらなかったのかについて率直なご意見をお聞かせいただいて、今後の証人尋問や被告人質問に生かしたいと考えて、このテーマを設定させていただきました。今日は是非思いのままをお聞かせいただけれると幸いです。

本日の進行ですが、まず、皆さんが担当された事件の証人尋問や被告人質問について、例えば、尋問の長さはどうだったかとか、質問の仕方は適切だったかどうかとか、あるいは内容は理解しやすいものだったかなどについて、大まかな意見や感想を伺いたいと思います。

その後、参加していただいている検察官、弁護士のお二人に、可能であれば皆さんが担当された事件の尋問等の意図や工夫について、それぞれの立場から簡単にご紹介いただいた上で、場合によっては一般論になるかもしれませんが、そういうことをやっていただいた上で、そのような意図や工夫が皆さんに伝わったのかどうかについて、また意見や感想を伺えればというふうに考えています。

そして,もし時間がございましたら,裁判官からも補充的な質問をしている と思うんですけれども,その補充質問についても是非ご意見を伺えればなとい うふうに思っています。

これらについて、途中で10分程度の休憩を挟んで、おおむね午後4時半ぐらいまで意見交換を行い、その後、守秘義務についての御感想や御意見を10分程度伺った上で、傍聴されている報道機関の皆さんから質問をいただく時間をとって、午後5時ごろに終了と、こんな予定にさせていただいています。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、参加していただいている3人の法曹について御紹介させて いただきます。

検察官は後藤信宏検事です。

後藤検察官:後藤と申します。よろしくお願いします。

司会者:弁護士は山本了宣弁護士です。

山本弁護士:よろしくお願いします。

司会者:裁判所からは岩倉広修裁判官に参加していただいています。

岩倉裁判官:岩倉です。私も第6刑事部で裁判員裁判を担当しています。今日は皆さんの貴重な意見をいただいて、今後の参考にさせていただくのを楽しみに

しております。どうぞよろしくお願いします。

司会者:大分緊張されていますか。大丈夫ですかね。リラックスして御意見等を 言っていただければというふうに思います。

それでは、リラックスも兼ねて、証人尋問、被告人質問、どちらでも結構ですけれども、先ほども申し上げたように、尋問の長さはどうだったかなとか、質問の仕方、くどいとか言葉が難しいとか、早口とか、いろいろご感想をお持ちだと思いますので、質問の仕方はどうだったかとか、それから肝心の内容ですね。内容は理解をしやすかったのか、あるいはやっぱりちょっとわかりにくかったところはあるのか、というようなところを、簡単で結構ですので、感想程度をまず話の取っかかりに、お話しいただければというふうに思います。

どうしましょう,順番でよろしいですか。それとも私から行きますという方, いらっしゃいますか。じゃあ、2番さんから行きましょうか。

2番さんの事件は、万引きの犯行を目撃した従業員に逮捕されそうになった被告人が、原付に乗って逃げようとして、原付を加速させて、その従業員を7メーターぐらい引きずり、バランスを崩した挙げ句に従業員もろとも転倒して、従業員に5日間を要するけがを負わせたと、こんな事件でしたよね。

裁判員経験者2:そうです。

司会者: それで, 証人尋問, 被害者とか目撃者, あるいは被告人質問が行われた と思うんですけれども, それについて何か, 先ほど申し上げたような, 尋問の 長さだとか, 聞き方だとか, 何か印象に残っていることがあれば, 是非御披露 いただければと思うんですけども。

裁判員経験者2:2番ですけども、今、司会者のほうからお話がありましたように、この裁判の要点は、要するに、万引きして逃げようとして、単車のアクセルを回したか回していないかという、そこの観点で進められ、それが要するに、致傷罪になるかどうかという話で裁判が進められたんですけども、まず、検察官のほうが出された写真が、実際本人が乗っていたバイクじゃないもので撮っているので、ここら辺がやっぱりこれからちゃんと、そういった証拠写真とい

うものはそういうものを出してもらわないと判断する上で厳しいというふう に、僕はそのとき思ったんですよね。それは一応話をさせていただきました、 その中で。やっぱりそういったものが一つあったのと。

あと、検察側から証人として出廷された警察官。やっぱり警察官というだけで、一般の人は何か信頼性があるのかなというふうなちょっと思い込みがあるような気がしました、何か。その辺をやっぱりだから我々も一般の人が裁判員裁判に参加するに当たって、そういう何か目に見えない、証人が警察官というだけであって、本当なのかどうかというと、その疑問のあれがちょっと薄れたなという感覚が私自身にあります。

あと、弁護側もやっぱり私が感じたのは、何か言っていることが一つ、同じ一つのことに対して、ずうっと同じことを聞いているというか、お話しされているのでね。もう少し違う観点から物事を見ていっていただければ、我々判断する上で判断しやすいんですけど、一つのことしか言わないので、ちょっとこれは本当なのかどうかという判定する材料として、ちょっと疑問に思ったところがあります。そういった、今回、私が担当した事件ではそういったところが私はちょっと感じられた事案でした。以上です。

司会者:ありがとうございます。それでは、またそれぞれの内容は詳しく、後で聞かせていただきます。

それでは続いて3番さん,これは強盗致傷,窃盗,傷害と3つ事件があり,いろいろ争いがあって,証人がたくさん来られた事件ですけれども,今回は裁判員対象事件の強盗致傷のところを中心に伺いたいと思います。71歳の方の手提げかばんをつかんでひったくろうとしたんだけれども,放さなかったために強く引っ張って3か月のけがを負わせた,かばんも奪ったと,こんな事件でしたよね。

裁判員経験者3:3番です。1人の被告人が3つの事件ということで,傷害事件, そして窃盗事件,強盗致傷という3つの事件に携わっていたということなんで すけれども,まず傷害,窃盗についてはなんですけれども,私がまず素人とし てほんまかいなというふうに思ったのが引っ張ってこけた。結局、強盗ということは何か刃物を持って、「おい、金出せ。」というのが強盗だという具合に素人感覚で思っていたんですね。ところが何もないんですね。凶器というのは何もないんです。その中で引っ張ってこけて、こけたがためにけがをした。ということで、強盗致傷ということになってしまったと。かたや同じように金品を奪うというふうなことで窃盗のほうについては、これ、成功してしまったために窃盗になってしまったというふうなことで、凶器もなしにたまたま倒れたから強盗。そして、たまたま同じように引っ張ってとってしもうたから、けがもなくとってしもうたから窃盗やというふうなとこら辺が、素人感覚でなかなかすっと入っていかなかったということがあります。

そのときにそれぞれの部分は五、六人の方が、あわせて証人の方の部分もあらかじめ文章にしてまとめてもらえていまして、それもなおかつ検察、弁護というような形での文章がそれぞれ届いていたので、その部分がものすごくわかりやすかったというふうに思っています。

あと、それなので否認ということについては、その場で話の中で基づいて自分たちが判断するというのはなかなかしんどかったんですけども、自分自身はもう変な先入観ということではないんですけども、やっぱりできるだけ被告人の利にというふうなことの観点の中で、その何で引っ張っただけで強盗になるんやというふうなとこら辺のことをやっぱりものすごく気にかけながら、その部分を聞かせてもろうていたというふうなことになります。

司会者: 先ほどの文章であらかじめもらったというのは、先ほどお渡しして見ていただいた冒頭陳述のことをおっしゃっているんですか。

裁判員経験者3:そうじゃなくて、事件のあらましということでもらっている資料です。

司会者:一番最初に検察官が読まれて、あるいは弁護人が読まれたその資料。

裁判員経験者3:はい、そうです。

司会者: その資料, 冒頭陳述のことですね。わかりました。

そうすると、この事件では、主な証人としては被害に遭われた方とか、あるいは目撃者の方がおられたんですね。それから、共犯者の方が何か、「行けや」って言っていないというふうなこともお話しされたんですね。そのあたりは証人尋問としてはわかりやすかったのか、あるいはそうではなかったのかとか、いろいろ感想をお持ちと思うんですけれども、証人尋問についてはどんな感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者3:この部分の、今、実際に文章は読んできたんですけども、実際にその「行けや」という言葉ですね。また、これも素人感覚ですけども、「行けや」と言われたら、これはやっぱり指示をされて行っているという具合に自分自身は思ってしまったんですね。ところがやっぱり「行けや」ということを聞いたという証人もおられるけども、いや、そんなことは聞いていないというか、証人が言った中で、その「行けや」ということを聞いた証人と、聞いていないんじゃなくて、それを補強するようなことがなかなかうまく捉えられていない中で、指示をされて行ったということにはやっぱりならなかったというふうなことやと思っています。

司会者: そういう関係の証人尋問とか、まあ証人がおっしゃっている内容とかは、 まあまあわかりやすかったんだけども、比べるところがちょっと難しかったか なというような感じですかね。

裁判員経験者3:そうですね。はい。

司会者:それでいいですか。

裁判員経験者3:ありがとうございます。

司会者:ありがとうございます。また後で詳しくお話を伺うことにします。

それでは続いて、4番さん、大変お待たせしました。どきどきしているかもしれませんけども、4番さんの事件もたくさん事件があって、強盗致傷、恐喝、傷害というような事件で、証人がたくさん来られたようですね。この事件は被告人が2人いたんですね。それがほかの人と共謀して、財布をとったり、30万円を支払う約束をさせて、けがをさせてということで、海にも突き落とした

りしたんですね。そういう事例、強盗致傷の事件ということでしたけれども、これは被害者の方と、それから被告人の関係者の方が2人来られたんですかね。 それから、両方の被告人にお尋ねになったということですけれども、その証人 尋問や被告人質問の関係で、先ほどの長さとかわかりやすさとか、そんな観点 から見た場合に、どんな感じでした。

裁判員経験者4:経験者4番です。被告人が2人いたということで,先ほど司会 者の方も尋問の長さですとか、くどく何回も同じことを聞いてとおっしゃって いたんですけど、逆にくどく聞いてみると、翌日には、あれ、昨日と言ってい たのとちょっと内容違うなというような何か矛盾したようなこととかもあっ て、もう一回ちょっと確認、証言してもらうというような形が何回かあったん ですけども、そういった場合、やっぱり被告人の方は基本2人いて、僕はやっ ていないとか、僕は指示されただけというような感じで否認される状態になる と、やっぱりそこで裁判員の私たちが判断する部分というと、やっぱり証拠で あるとか、写真であるとか、あと第三者の証人の方の言葉で判断になると思う んですけども、その証人の方の証人尋問というのが1日、しかもその午前中だ けとか午後の数時間という限られた時間しかなくて, 評議室に帰ってから, あ あ、あの人にこんなん聞いといたらよかったとか、評議で最後判決に向かって 評議している段階で、これを聞いておいたらよかったのにとかというものがち ょっとちょこちょこあったので、その証人の方に証言に来ていただくのも、裁 判所に足を運んでいただいてというのもあると思うんですけど、これというと きに,もう一度来てもらって話を聞けるような機会があったら,裁判員ももう ちょっと評議がスムーズに進行したんじゃないかなというのは一つ思いまし た。

司会者: もちろん後で来ていただきたいというのはよくわかるんですけれども、 例えば、その場で検察官、あるいは弁護人が聞かれていることとか、裁判官が 補充で聞いていることとか、その内容自体は一応理解できたという感じですか。

裁判員経験者4:理解はできました。

司会者:質問の仕方とかで、何かご感想とかありますか。

裁判員経験者4:質問の仕方とかもすごくわかりやすく聞けたので、それは大丈夫なんですけど、証人の人が去らはってから証人の人はAと言っていた、次の証人さんはBって言っていたとなったら、ああ、この時点で食い違いどうしようかなとなったときに、やっぱり証拠とか、あとはもう話し合いでしかしようがなくなってくるので、そういうところがちょっと難しいかなとは思ったんですけど。

司会者: 先ほども少し出ましたけど,時間の長さですね。実際,被害者の方なんかはすごく聞かれたんですね。検察官が70分聞かれて,被告人Aの弁護人が60分,被告人Bの弁護人が60分聞かれるという予定になっているんですが,そのぐらいの時間というのは特に長いというふうには感じられなかったですか。

裁判員経験者4:それぐらいの時間は必要だったと思います。

司会者: それでは、また詳しく後でお聞きします。

すみません,5番さん,お待たせしました。5番さんの事件もすごくたくさんあって,強盗致傷だとか,窃盗未遂,傷害,建造物損壊,建造物侵入,道路交通法違反,最後には覚せい剤まで使っちゃうというような,いっぱい事件があったんですけども,事実に争いがあったのは強盗致傷の部分ですよね。車を盗もうとした被告人が,捕まりそうになったので,その持ち主を路上に転倒させたり,ドライバーの先を突きつけて殺すぞというふうに脅迫して,1か月ぐらいのけがを負わせたということですよね。その事件について,被害者の方とか,共犯者とかが証人で来られたようなんですけれども,その証人尋問等について,先ほど申し上げたような観点からすると,どんな印象をお持ちですか。

裁判員経験者5:5番です。一番初め、証人尋問というのが、一緒に事件を起こしたときの共犯者というか、目撃者というか、一緒にいてた人が、今、拘置所に行ってはる方が来てはったんですけれども、初めてそのときに証人の話を聞かせてもらったんですけど、私の感覚ではのらりくらりというんですか。こん

なんで証人ってなるんですかというぐらい、もちろんしていますとかとは言わないですけれども、こういうのがこういう公の場で、私的にはのらりくらりなんですけれども、自分の非はもちろん認めたくないですよね。そういうのをすごく感じました。

今, 4番の方もおっしゃったように, もうちょっと証人尋問に対してシミュ レーションというかをもっと勉強させていただいていたらもっと何か、また休 憩で戻ったときに、いや、これってこうじゃないんですかって言えたのに、何 かはあって、検察官の人とかでも言われても、逃げるんじゃないんですけれど も、何か私なりの納得できないような答えで全部進んでいった中で、こちらも もっと質問ありますかと言われてもちょっと言えなかって。後から家へ帰って から、ああやこうや、もっと聞いたらよかった、でもその人はいらっしゃらな いというジレンマが、もうちょっと何かの勉強をして参加したかったなという のと、それと被害者の方なんですけれども、1か月ほどのけがをなさったとい うことだったんですけども、裁判のときはもう、もちろんけがも治っていまし たし、がっちりした方なんですけれども、それで写真がありまして、タックル みたいな警察官の方とのこういう写真がいっぱいあるんですけれども、すごく やっぱりそれはわかりにくいんですよね。幾ら写真で見ても、私たち特に女性 の場合、そういう格闘技というのをしていないので、こんなんなって、こんな んなっているから、こうやとかという写真をいただいても、その被害者の方は 今でもゴルフもできずに、何か手も上げることもできないとかっておっしゃっ ているんですけども, ものすごくがっちりした方で, わからないんですね, あ んまり。もう被告人もけがも治っていますし、だからその辺もちょっと、どん なふうに本当に、何というんですか、そこでいろんな格闘があったと思うんで すけれども、それがすごい問題やったんですけど、ちょっとぼやけていたのが とても残念で、私たちにはリアルに伝わらなかったかなと。本職の方々は皆さ んよくわかっていらっしゃったのか知らないですけど、私たちにはちょっとぴ んとこなかったのがとても残念やったと思います。

司会者:どうもありがとうございます。

そうすると,まず,最初にのらりくらりというふうに言われた証人が,被告 人と一緒にやったと言われていた人ですよね。

裁判員経験者5:そうです。

司会者:これは弁護人から証人請求があった証人だったんですかね。弁護士さんが先に聞かれましたかね。

裁判員経験者5:はい、そうです。

司会者: その弁護士さんの質問とか,あるいは今度反対に検察官からお尋ねになりましたよね。そのあたりで,何かもうちょっとこんな工夫をしていたらわかりやすかったのになというようなところはありますか。

裁判員経験者5: 工夫というか、もっと核心というか、触れたりしてほしかったというのは、ちょっと、何かそれはあんまり言ったらいかんのかなと思うようなことを、はっきり、こんなことを言わはって、こんなことって今はちょっと言えないですけれども、もう少しもっと核心というか、についての言葉をかえていただける工夫はできたんじゃないかなとは思います。

司会者:質問の仕方がもう少し工夫できたかなという感じですか。

裁判員経験者5:はい。

司会者:判決にも、全体的に極めて曖昧でとか、ほかの人が一致して述べること なのに記憶がないと述べたりしていると指摘されていますね。

裁判員経験者5:そうです。何か言ったら記憶がないと言いはるんですよ。それで済むのみたいな。何かちょっと証人って、どこまで責任を持って、どこまでどういう気持ちで、自分がどこまで証人というものをわかってここに来はるのに、何もとがめられる、うそをつくと言ったら変ですけども、あんなふうにあやふやなことを言って、何かいいのかなというふうにみんな思った。

司会者: そうすると、それは証人自身の問題で、いろいろ手をかえ品をかえして も、さっきのように、非常に曖昧なことしか言わずに終わってしまったという 感じですか。 裁判員経験者5:はい。

司会者:一方,被害者の方は,先ほどちょっとおっしゃっていただいたんですけれども,写真でこんなんでしたというようなことも,写真を示しながら尋問が行われたわけですか。

裁判員経験者5: まあ、写真もありましたけど、でも、まあ被害者の方、こうしましたとか、ああしましたとか、こうしましたとかって言うてくれはるんですけれども。

司会者:いろいろ動作をされる。

裁判員経験者5:でも相手もいないですし、それやったら、本当に相手でこの人の手がこうなっていましたよとかしてくれはったらいいのに、1人でこうしましたよ、ああしましたよと言われても、私らは、特に私はそういうあんまり格闘というのはわからないので、こんなんやられましたとかいうても、ああ、それがすごい致命的なことなのかもわからないので、あとはもう本当警察官の方、この写真があったので、もう一つ。

司会者:イメージが少し湧きにくかったということですかね。

裁判員経験者5:はい、つかなかったんですね。

司会者:動作をしたときに、恐らく裁判官とか検察官とか弁護人とかが、今こういうふうに動作をされましたけれどもというふうに、口で一応フォローをしてくださったと思うんですけど、それでもまだイメージが湧きにくかったという感じですね。

裁判員経験者5:はい,そうです。

司会者:ありがとうございます。

それでは、一応リラックスタイムということで、いろんなことを聞かせていただきましたけれども。そしたら個別に少し聞かせていただこうかと思います。 2番さんにあまり詳しくお尋ねしなかったんですけれども、被害者の方、あるいは目撃者の警察官の方が来られたということでしたけれども、尋問の時間の長さとか、検察官、弁護人の聞き方だとか、あるいは内容がわかりやすかっ たかというような観点から御意見をいただいたら, どんな印象をお持ちですかね。例えば,被害者の方の証人尋問がありましたよね。

裁判員経験者2:先ほどから4番さん,5番さん,皆さんおっしゃっているように,やっぱり時間がスケジュールどおり進んでいるという感じで,何か流れのとおり裁判を進めているという感覚なんですね,我々にしたら。だから,はい,30分,はい,休憩,30分って,何かもう時間どおりに進んでいますよという感じで進んでくるので,その辺はやっぱり何か仕事でやっていますよという感じなんですよね。一般的に感じたのはね。じゃなく,やっぱりその中で,逆に言えば,検察官からこういうあれがあったときに,そのときにその場で何か裁判員が意見を言えるような,そういうところってないんですよね。一遍帰って,そこで一応みんなの話というふうになるのでね。だからそれもみんなで向こうでするんですけども,やっぱりそこで疑問に思ったことを,えっと思うんですけども,次の今度はいろんな証人とか来たときに,そういうのは今度ちょっと忘れてしまったりしてね。だから,聞きたいときに聞けないというのはちょっとありましたね,逆に言えば。

あと時間的にもう少し長いほうがやっぱり証人尋問,検察官の証拠とか,そ ういったものはやっぱり長くもう少しとっていただければ評決のときに判断材料になりやすいんじゃないかな。やっぱりどうしても時間どおり進んでいるような感覚で,今回の裁判員裁判の制度というのか,そういうあれに感じました。

- **司会者**: そうすると、短い中で、恐らくポイントを聞かれていると思うんですけれども、それでも検察官や弁護人の質問はちょっとわかりにくかったという印象ですか。それとも内容はわかりやすかったんだけど、ほかにももうちょっと聞きたかったのになというところが一番のポイントになるんですか。
- **裁判員経験者2**:そうですね。いろんなことを聞きたかったので、私も一応、逆に裁判員のほうから質問することができますよね。そのとき私も質問させていただいたんですけども、それに対して、次のあれの弁護側の質問のときにそれに対して、経験者2番さんのおっしゃったことに対してこうですよねと、私に

聞いてくるわけですよね。そういう、要するに、言うてましたよねと。

司会者:弁護人がそういうふうに聞かれるわけですか。

裁判員経験者2:私に要するに質問されてきたわけですね。私の質問に対して、そうですよねと、実際、そういうことがありますよねということを聞かれたりする、そういった、要するに、逆に言えば、こっちに質問されたときに戸惑ってしまったという経験があります。

司会者:直接2番さんに質問されたんですか。じゃなしに。

裁判員経験者2:私が要するに、検察官がこういう事件でこうなったらこうなりますよというなら、それはこうされたらこうなりますよねという、要するに人間として何かされたらこうなりますよねということを、検察官のほうに質問して、それはどうなんでしょうかねということを尋ねたんですよね、事件に対しての。

司会者: それは2番さんがどなたに尋ねられたんですか。

裁判員経験者2:検察官のほうに尋ねられて、写真を出されてこうなっているんですけども、実際は、僕らの経験上、そうされたらそういう具合になりますねということになりませんかということを尋ねたんですよね。次の日に今度は弁護人のほうから、それがそうですよねということで、2番さん、どうですか、そう言っていたようになりますよねということを言われたんですよね。

司会者: それは証人尋問じゃなしにですか。

裁判員経験者2:その証人尋問の中で。

司会者:そうですか。

裁判員経験者2: だからそう言われたときに、我々、すぐに答えが、返答ができないという、ちょっと戸惑いがありました。だから、そういったものも時間の中でやっぱりいろいろ問題解決とか、そういうものをやっぱりいろいろ考える時間がないと難しいんじゃないかなと。

司会者: そうすると、今回、被害者の方は、検察官が40分ぐらい聞かれて、弁 護人が40分ぐらい聞かれる予定だったようなんですけれども、そこらだけだ と、要するに、バイクを加速したかどうか、アクセルを踏んだかどうか、あるいは回したかどうかというようなところのイメージというのは湧きにくかったというふうなことなのか。いや、そうじゃなくて、そこはわかったんだけど、もうちょっと細かいところも知りたかったなという感じなんですか。

裁判員経験者2:そこはわかるんですよ。

司会者:あ、わかるんですか。

裁判員経験者2:そこはわかるんですけども、今回の事件は、要するに、故意なのか、それとも故意じゃないのかということの観点なので、要するに故意じゃなかったんじゃないかということを私は検察官のほうに一応、こうなったら故意じゃなく、こうなることもありませんかということをお聞きしたんですけども、ただ、それに対して今度は弁護側のほうが何かそうですよねみたいな感じで言われたので。

司会者: 今のお話は、要するに、アクセルを自分で意図的に回したのか、そうじゃなくて、被害者の方に腕をつかまれたから偶然に回っちゃったのかというようなところ。

裁判員経験者2:その焦点だったのでね。

司会者:そこは大体証人尋問でイメージはつかめたという感じですか。

裁判員経験者2:それもだから、要するに、そこが弁護側のほうも検察官のほう も言うていなかったんですよね。ただ、我々としたら、そうなるよなという感 じでなりませんかということをお聞きしたら、逆にそっちのほうからこういう ふうに言われたときに戸惑いをちょっと。

司会者:ありがとうございます。

先ほど目撃者の警察官には信頼性があるんじゃないかというような先入観み たいなものがあったというふうにもおっしゃっていましたけれども、そこは冷 静に判断はできたんですか。

裁判員経験者2:冷静には判断したと思うんですけれども、やっぱりどうしても。 被告人も前科を持っていましたので、やっぱりそういう前科者と警察官という もので、やっぱり立場を考えたときに、警察官の言うてる証言は正しいんじゃないかというふうな判断をしている人もいるのではないかと。そういう固定観念といったら、そういうものを多少はそういうところに出てきているのかなと。ただ、私としてはその中で本当かなというところも何点かあったんですよね。

司会者:判決を読ませていただくと、被害者のおっしゃっていることとよく合っていることを警察官がおっしゃられて、信用できそうだというようなことも書いてあるんですけども、尋問の中で、被害者の言っていることと合うなというようなことは、聞いておられてわかりましたか。

裁判員経験者2: それはわかるんですけども、要するに、その前に発見をしたと きの状況というのが私からしたらどうなのかなという疑問があっただけです。

司会者: 警察官がたまたま通りかかったときに見たんですよね。

裁判員経験者2:そうです。それを一部始終証言されるので、いかにも止まって見ていたような感じの証言だったので、それはどうなのかなという疑問があった。やっぱりそういったものでも一般の人、選ばれた人は、やっぱり警察官の言うことやからしっかり見ていたんだろうというふうな固定観念があったように感じました。

司会者:判決を読ませていただくと、10メートルから30メートルぐらい離れていたので、細かいところは見えたかどうか、ちょっと疑問だなというようなことも出てくるんですけど、2番さんもそういうふうに感じられたわけですね。

裁判員経験者2:そうです。

司会者:なるほど,ありがとうございます。

そうすると、2番さんには、最初はあまり詳しく伺わなかったので、一回り したという感じですかね。

ここで、山本弁護士のほうから、審理の進め方によってわかりやすさが変わるのかというような問題意識がおありだと伺っていますので、その点について お聞きになられますか。

山本弁護士:ちょっと皆さんに尋ねさせていただきたいことがあるんですけれど

も、事件によっては裁判員に選任されたその日にすぐ法廷に入って、検察官の 起訴状の読み上げを聞いて、冒頭陳述も聞いてというふうになって、もしかし たら事件によってはすぐに証人尋問があるというようなことがあったと思うん ですけども、例えば、4番さん、5番さんの事件とか、非常に情報量が多いし、 そういう急に裁判員に選ばれて、急に双方の主張をぱっと聞かされて、証人の 話を聞いてという中で、どのくらい理解ができるのか。つまり、結構わあっと 慌ただしく進んでいるうちに、何かよくわからないうちに証人の話を聞いて、 あんまり頭に残らないなということももしかしたらあるんじゃないかと思いま して、その辺、実際経験されてどうだったかというのをちょっとお教えいただ きたいなと思います。

司会者: ありがとうございます。それでは、4番さん、5番さんというふうに、今、お話が出ましたけれども、4番さんの事件、これは当日に証人の尋問があったわけですかね。

裁判員経験者4:初日は冒頭陳述とあと検察側のほうの証拠の尋問がありました。

司会者:取調べもあったのですか。

裁判員経験者4:はい。で、終わって。

司会者:そうすると,証人は翌日からですね。

裁判員経験者4:はい。

司会者:5番さんも同じですかね。

裁判員経験者5:そうですね。

司会者:翌日から始まったんですかね。最初の日から証人尋問が始まったという方,いらっしゃいますか。

2番さんなんかは、初日から証人にお尋ねするというところがあったんです かね。

裁判員経験者2:翌日です。

司会者:翌日ですか。

裁判員経験者2:はい。

司会者:選任手続の翌日からですけれども、最初、起訴状を読んだり、書面を調べたりして、昼からすぐ証人尋問に入ったんですかね。

裁判員経験者2:そうですね。2番のほうはその日に冒頭陳述がありまして,昼から証人尋問とかが入りましたね。

司会者:先ほど山本弁護士のご質問は、冒頭陳述とかがあって、いっぱい情報が入ってしまい、それだけでなく、その日のうちにいきなり証人尋問になってしまった場合、間をあけなくてもちゃんと頭に入りましたかというようなご質問だったと思うんですけれども。

裁判員経験者2:逆に、聞いてからすぐに入ったので、事件の内容がある程度自分の中で、頭の中にあったので、逆にわかりやすかったような気がします、僕は。そのまま。1日置くと、逆に薄れてしまうような気がします。事件の内容が。

司会者: ほかの方は翌日からがよかったのか,あるいは,今2番さんがおっしゃってくださったように,当日からすぐ証人尋問が始まったほうがよかったのかというところは何か。3番さんとかどうですか。

裁判員経験者3:3番ですけども、やはり翌日から始まって、なおかつ思ったのは、きちんと段取りがあるんですね。1人の証人に対して、検察の証人であれば検察が聞き、そして弁護側が聞き、そして裁判所が聞くということで、私たちもその中の一員として、ちょっと疑問に思ったようなことをふっと出せる環境というのをうまいこと作ってもらったと思うんですね。だから、その中ではそれが何につながるかということは決して何もわからないんだけども、自分がただ単にふとこんなこと聞いてみたいなということだけでもうまいこと取り上げてもらえたなということがよかったなというふうに思います。

司会者: それは当日か翌日から始まるかで何か差がありますか。

裁判員経験者3:それに関しては、1人の証人に対して検察の話を聞き、弁護人の話を聞き、そして一旦帰って、その双方を聞いた中で、自分たちがおかしいなと感じることはあるかということで、そのたんび、たんびに、1人の証人に

対しての確認をきっちりとしていってもらったので、その辺がものすごくわかりやすかったと。

司会者: そうすると、当日始まろうと、翌日始まろうと、そういうふうにちゃん と丁寧にやってくれたので、あまり変わらなかっただろうというふうに聞いて いいですか。

裁判員経験者3:そうですね。はい。

司会者:ありがとうございます。5番さんはどうですかね。

裁判員経験者5:私の場合は、とにかくたくさん事件がありまして、1日目はそ ういう刑が決まっていたり、いろんなことがあったりとか、刑というか、事実 関係がはっきりしていることとか、その説明がばあっとたくさんありまして, 何に対して争ってというのがわからないぐらい、最後のこの方の本当の強盗致 傷に至るまでわかりにくかったです。これは何のために、今、こういう説明を いっぱい聞いて、行く過程というのが大分わかりにくかったですね。これにつ いてやるんやというのは丸一日過ぎないと、ちょっと皆さんと、あまりにもた くさんの事例をいっぱいもう、どんどんどんどん、説明というか、いろんなこ とをしていただいたんですけれども。ですから、ちょっと証人の方が来はった ときも、かなりちょっと時間があったほうが私たちにとっては整理ができてよ かったですし、もういきなりではもう全然理解も全くできていなかったので、 まだこれでももうちょっと。どうしてこの初めのこんだけのことを説明があっ て、ここに行くんやという流れが、後から思えばああというふうに思いました けれども、そのときは、もう全然関係のない、いろんな宝石強盗とか、いろん な話がいっぱいありましたので、私たちにしてみれば、それもびっくりみたい なように。これはまあいいです、事件じゃないんです、これじゃなくてみたい な。何でこの事件は一生懸命話を聞くんやろうなという感じだったので、ちょ っとその辺の整理がなかなかできていなかったので、証人のときも、すぐとか ではなかったですけれども、ちょっと私たちにとっては準備はまだできていな かったと思います。

司会者:5番さんの事件の審理の予定表を見せていただくと、まず、一番の肝心な事件じゃなしに、ほかの事件をずうっと証拠を調べていろんな書面を読んでもらったりしていたわけですね。

裁判員経験者5:はい。

司会者: それから、それが終わってから、肝心の強盗致傷の事件に入って、それから証人尋問をしたと、こんな流れですよね。

裁判員経験者5:はい。

司会者: そうすると、今のお話を聞くと、一番肝心な事件を一番最初にやってくれよというようなイメージですか。

裁判員経験者5:一番初めに聞いておいて、あとそれに対して、この裁判をする ためにこんだけの前歴というか、いろんなことがあるのを加味しないといけな いですよという話だけど、どこに行くんかなというぐらい、ずらずらずらっと あったので、ちょっとつかめなかったです。

司会者:最初にほかの認めている事件をずうっとやっちゃったわけですね。

裁判員経験者5:はい。

司会者: そういう意味では、むしろ今おっしゃってくださったように、一番争い になる事件を最初にやってよというようなイメージで。

裁判員経験者5: そのほうがちょっとは、もっとインパクトが強かったかなと思います。

司会者:山本弁護士のほうで、何か追加のご質問はありますか。

山本弁護士: 事実関係に争いがあるものが含まれているということはいつ伝わってきましたか。初日にはわかられましたか。

裁判員経験者5:初日には漠然としかわかっていなかったと思います。これが全て、これは何も争わずに、1点だけの裁判やというのを知るのは、丸一日ぐらいかかったと思います。

司会者:最初に起訴状といって検察官が公訴事実というのを朗読してくれますよね。そのときに、これは争いますけれども、ほかのは間違いありませんという

ことを被告人自身が言いませんでしたか。

裁判員経験者5:いやあ。

司会者: そこはもう記憶にないですか。一番最初だから緊張していますよね。

裁判員経験者5:はい、すみません。

司会者:結局,ほかの事件の冒頭陳述とか証拠調べとかに続いて,結局,争われている事件の冒頭陳述というのが2日目の後半に来てしまったんですよね。

裁判員経験者5:そうです。

司会者:だから、そんな印象だと、こういうことなんですね。

裁判員経験者5:はい。

司会者:ありがとうございます。ほかはよろしいですかね。

そしたらここで方向をちょっと変えて、検察官や弁護人は、どんな意図や工夫をしながら、証人尋問に入っていくのかというようなところ。そのあたりを少しお聞かせいただいて、そういう意図とか工夫とかというのはわかってもらえているんですかねというようなことを少しお聞きしたいと思います。

それでは、まず後藤検事のほうから何か話題を提供していただければと思い ます。

後藤検察官:先ほど5番の方が話されたこと、まさに私のほうで質問させていただきたかったんですけども、尋問の際に、言葉で説明するだけではうまく表現できなかったり、十分伝わらないんじゃないかと思うときに、例えば、誰かの具体的な動作を証言していただくときに、身ぶりで再現してもらったり、言葉で置きかえたり、あるいは写真だとか図面をこちらのほうから提示して、それについて説明してもらったりしているんですけど、そういうふうに言葉での説明だけじゃなく、補助的なそういう方法を使うことで裁判員の方々に十分理解してイメージを持っていただけているのか。あるいは逆に言葉だけの説明内容では、実際の体験された事件で、言葉だけの説明だったのでよく理解できなかったと。もう少し図面とか写真とかを使ってもらったほうが、聞いてもらったほうがよかったというふうな、そういうふうな何か感想を5番以外の方でお聞

かせいただけたら。あるいはほかにどんな工夫をしたらよかったみたいなお話を聞かせていただけたらなと思います。

司会者:3番さん、お願いします。

裁判員経験者3:3番ですけども、ほとんど事実のことについては否認をされていないとか、事実のことについては、あったということについては認めますということだったんですけども、その中でひったくる瞬間、その部分についても裁判の席の中じゃなくて、部屋に帰ってきていろいろ動作をするうちに、その中でよくよくわかっていったというふうなことはありました。

司会者: それは法廷では、特に、こういうふうに引っ張ったんですというような、 今、言われたような実演とかはやられなかったんですか。

裁判員経験者3:具体的にそこまでは至らなくて、被告人もやっぱり何か気が焦っている中で、このように引っ張ったという話はしたんですけども、そのように引っ張ったら、どうしても何か左から落ちるというようなことにはならんねというふうなとこら辺で、それを争うまでには至らなかったです。戻ってきて、したときに、きちっとわかっていったと。

司会者:本来は法廷でわかってもらうのが一番いいんですけど、そこまではちょっと工夫が、検察官、あるいは弁護人の尋問ではわからなかったということなんですか。

裁判員経験者3:そうですね。ただ、わからなかったというよりも、そこまでする必要がなかったというか。たまたま引っ張ってこけたという事実は認めてしまっているというふうな中で。

司会者:ほかの方は何かございますか。4番さんとかは特に動作とかはなかったんですか。

裁判員経験者4:初めの起訴状ですか、ずっとずらずらっと読まれるときに、左 脇腹をこうやってとか、右肩をこうやってと、文字では入ってくるんですけど、 私は写真とかそういうような図とかを冒頭陳述のメモに載せていただいて、イ メージはすごくつきやすくなりました。言葉だけだと頭の中で想像はするけど、 やっぱり写真とか、犯人役の方と警察の方が犯人と書いたやつで写真を撮っていただいたのをスクリーンで見たんですけども、そういうのをしていただいたほうがイメージが湧きやすかったので、そうしていただいたほうがよかったと思います。

司会者: それは冒頭陳述とかじゃなく, 証拠の中身なんですね。

裁判員経験者4:そうです、中でです、すみません。

司会者:5番さんは先ほどちょっと言っていただいたものにつけ加えていただく ことはないですかね。

2番さんはそういう場面はなかったんですか。

裁判員経験者2:私も証拠写真としてはそういうものを出してもらったらわかりやすいんですけども、ただ、先ほどございましたように、その証拠写真が、私の場合は50ccの原付に対して出ていた証拠写真は250ccか400ccの単車で撮っているんですよね。ということは、本当にそういうふうになったのかどうかという判断ができなかったという書類、出していただいた証拠写真が判断のあれができなかったということなんですね。だから、やっぱりこういう証拠写真を出す場合はきちんと実際行われた、大きさの排気量のもので撮っていただかないと、やっぱり抱きつくについても、抱きついたか抱きついていないかの観点なので、非常に大事な部分なのに、こういう写真を出していただいたので、出すことはわかりやすいんですけども、逆にマイナスになったのと違うかなと。

司会者:要するに、全然違う型のバイクの写真を使って再現とかをしているような写真が出たということですかね。

裁判員経験者2:そうですね。だから、これ非常にわかりやすいんですよね。ただ、わかりやすいんだけれども、実際、50ccと大型バイクとでは全然大きさが違うので、抱きつく、抱きつかないの状況というのは。

司会者: それはそうですね。

裁判員経験者2:全然変わるんですね。やっぱりこういった証拠写真を出す場合

は、しっかりとそういったものを提示していただかないと、逆に判定がマイナスのイメージになりますので、こういった証拠写真はきちんと同じ排気量なら排気量を出してもらわないと、本当の証拠なのか逆に疑ってしまう。だから、正当化しようとしているのかなというふうなふうに、私は逆にこの写真を見たときに感じました。乗っている人だったらすぐわかるんですけどね、単車を知っている人だったら。そういうところを、だからしっかりと証拠として出すんだったら、出していただければもっとわかりやすかったんじゃないかなと思います。

司会者: ほかに検察官のほうで、主尋問というのは、こういうふうな意図とか工夫とか、あるいは時間も含めて、こんなことを考えてやっているんだと、それはわかっていただけましたかねというようなことで、お尋ねになることはありますか。

後藤検察官: ちょっと話, もしかしたらずれるのかもしれないんですけど, 証人 尋問のその最初に, その証人が例えばどんな立場の人だとか, 被告人とどんな 関係にあるのかって, 何かそういう前提的な質問をするときがよくあるんです けども, それの長さなり, 理解してもらえたかも含めて, 何かご意見伺えたら。

司会者: 証人に来てくださった方がこういう立場で来ていますという,例えば,被告人とはこういう関係ですとか,全然関係のない見知らぬ人ですとか,いろいろ最初に言いますね。そういうところが,長さですか。

後藤検察官:はい、それも、はい。

司会者:適当だったのかとか,逆に長過ぎるよ,そんなに聞かなくてもいいよということだったのか,そういうことでもし何かご感想等があればということで 今お聞きになっているんですけども,何かございますか。4番さんとか何かありますか。

裁判員経験者4:私が参加させてもらった裁判員裁判で、一番初めの冒頭陳述の ときの検察官のほうからいただいた冒頭陳述のメモがカラーで、登場人物とか 証人がものすごくたくさんいる事件だったんですけど、人間関係、相関図みた いな感じで書いていただいていたので、それがすごくわかりやすかったんですね。なので、当日、いただいて、連れ回された場所が、いろんなコンビニであったり、金融業者のATMだったりとかして、場所もとてもたくさん出てくる事件だったので、それだけで頭がパンクしそうなところだったのが、このメモでかなり救われた部分があるので、初めの時点で、カラーとかにして、相関図を載せるとか、そういうふうな形を出していただいたら、裁判員の方もスムーズに理解できて、逆にその裁判の中でそんなに時間をとらなくてもスムーズにその尋問なりに移行できるんじゃないかなというのは思いました。

司会者:ほかの方,今の観点で何かご意見等ございますか。どうぞ,3番さん。

裁判員経験者3:3番ですけども、傷害事件のほうで、一つの暴行に対して被告人側のほうの証人というのと、被害者の方の証人という二通りの証人があったんですね。それぞれ別個に確認をしていったんですけども、結果、事実は残っていったんですけども、その最後にまとめてある文章の中で被告人側の証人だから、その被告人に有利なように見ていなかったとかというふうなことがその中にあったよというふうなことがありますし、それを被害者的な立場でとったときの証人というのは、やっぱり、そのほうが正しいんじゃないかというふうなことが話し合われたということが文章の中に載っています。

司会者: 今,おっしゃっていただいたのは,傷害の関係者では被害者が出てこられて,それから被告人の友人か何かが弁護側の証人で出てこられたわけですよね。

裁判員経験者3:そうですね。

司会者: それで被害者の方とは顔見知り程度なんだけども、被告人とはすごく仲がよい人が出てきたということでしたね。

裁判員経験者3:はい。それでやっぱり受けた暴行に対しての食い違いが出てきたと。ただしそれは誰かが見た範囲じゃなくて、予想される中でお互いに言っていることがそのような関係にあるんやろうというふうな判断をされたというふうなことで思います。

司会者:ありがとうございます。

(休憩)

司会者:お待たせしました。休憩中に、証人尋問の細かいところまではもう覚えてないよというお話もあったんですけど、それはそうですよね、時間がたっていますものね。できる限り思い出していただければ、もうそれで十分だと思いますので。

それでは、今度は山本弁護士のほうから、検察官側の証人に対して、例えば本当にこの人信用できるかとか、事実はどうなのかというような質問があると思うんですけど、そのあたりでどんな工夫をされておられるのかということについて少し話題を提供していただいき、それがちゃんと皆さんに伝わっているのかというようなところを少しお聞きしたいと思います。

じゃあ, 山本弁護士, よろしくお願いします。

山本弁護士:弁護人が質問するときは、その証人の言っていることが間違っているんじゃないかとか、うそを言っているんじゃないかというようなことをできたら示したいと思って質問していることが多いんですけども、一つよくやりますのが、その証人が警察とか検察庁で話を聞かれたときに、こんな話、つまり、今、証言したのと違うことを前は言っていたんですよというようなことを、証人尋問の中で出したりするんですけども、やり方としたら、その証人の調書というものを持ってきて、こんなものを書いていますよというふうにやったりするんですけど、結構それがわかりにくいんではないかという意見が弁護士たちの中でもありまして、実際ご覧になって、そういう場面があったとして、意味がわかったかというか、わかりやすかったかどうか。わかったとして、どういう感想を持たれたかというようなことをお尋ねしたいんです。

司会者:今の場面は大体わかりますかね。例えば、証人が法廷ではこういうことを言ったと。でも、捜査の段階では違うことを言っていましたよねという質問をされることがあると思うんですけども、そういう尋問についてわかりやすかったですかというようなご趣旨だと思うんですよね。そういう尋問がもしあっ

たという方、あるいはわかりやすかったか、わかりにくかったかとかいうようなところでご意見を言っていただける方はいらっしゃいますかね。弁護人の質問で、捜査段階では違うことを言っていましたよねというような質問が出ることが多いと思うんですけども、何かありましたか。4番さん、何かありましたか。

裁判員経験者4:何月何日付公訴事実みたいな感じの内容ですかね。

司会者:調書の内容ですね。

裁判員経験者4:よくあったんです。そういうふうに言っていないですというのがあって、弁護側のほうで分厚い冊子を持ってきて、ここにあなたも指の判こを押しているねという形、何度もチェックする場面があったんですけども、やった、やっていない。私らも初めにメモをもらって、時系列でずうっと事件の内容がわかって、証人尋問の時点で、やった、やっていない、あのときは、昔は言っていたよ、こういう形でという感じで言って、実際、今はそれは違いますという形で、終わってしまえば、じゃあ、それを前提に私らは評議したらいいんですけども、そこでうやむやになってしまった点も何点かあって、結局わからずじまいという部分もたくさんあったので、もうそれは逆に聞きたいですけど、仕方がないことですよね。その聞かれた時点で、本人が本当のことを言っているか、うそを言っているか、もう本人しかわからないし、証拠とかからしか私らは判定というか、考えることしかできないわけですよね。

司会者:恐らく,さっき山本弁護士がおっしゃったようなことは,本当のことならずっと同じことを言うはずでしょうと。でも,捜査の段階では違うことを言っていて,公判ではまた違うことを言っているというのは,それは信用できないんじゃないんですかということの例として尋問でお聞きになろうとしている,そんなイメージでよろしいんですかね。

山本弁護士: そうです。大体そういう質問される弁護人は、大体話が変わっているから、この人は間違っているんじゃないですかというつもりで聞いているんですね、大体ね。

今,何かうやむやとおっしゃったのは,話が変わっているんだったらどっちかわからないねというふうに,もし思われたんだとしたら,ある意味では成功しているので,その点はどのような印象を持たれました。それとも,あるいはどうでもいいんじゃないかと思われたのか。

裁判員経験者4:言うていることが内容ぐちゃぐちゃやないって、やっぱり信用 は落ちてしまうので、そういう戦略であるならかなり成功はしていると思いま す。

司会者:これは4番さんの事件では、被害者の方が全体的に場所や時系列がかなり不明確になっていたようですね、判決を読ませていただくと。そういう意味では混乱しているなというのがそのような尋問でわかったということなんですか。

裁判員経験者4:わかりますね。本当にたくさんの日にちをずっとうろうろされているので、本人たちもこれが何日のことで、何日のことでというのが多分わからなくなっているんだろうなというのはもうこっちもわかるんですけども、本当にしつこく同じようなことをくどく何度も聞くと、本当に毎回ころころと内容が変わってしまうので、そういう点では信用ができないという形で判断材料にはなりました。

司会者: ほかの方はそういう場面というのはありませんでしたかね。3番さんとかなかったですか。

裁判員経験者3:3番ですけども、弁護人の方が強調された部分で、共謀ということがあったんですね。それは窃盗事件と強盗傷害に関して共謀しているんじゃないかというふうなことがあったんですけども、どっちも被告人のほうはしていないということで進んでいったんですね。ところが裁判の結果は、この部分についての共謀は認められるんだというふうなことになったんですけども、これはやっぱり弁護側の勝利といったらおかしいのか、あれなんやけども。ただ、そしたらそれが量刑に反映されるかといったら、別にそうじゃないんですね。その辺の素人的に見てなかなかわかりにくかったというのは、これはもう

完全な素人の個人的なものなんですけども、例えば強盗傷害なんかについては、 指示したのは、その証人で来ている共犯者のほうやから、そっちが主犯じゃな いかというふうなことまで思ってしまうというふうなことでも、裁判の中では そういう争いはできないというふうなことになってしまうし、また、その証人 で来られた方がその一つの窃盗事件のほうで先に裁判を受けてしまわれていた と、刑が決まっていたというふうなことで、それ以上の共謀とか主犯とかとい うふうなことでの審理には入っていけなかったというふうなことがありまし た。ただし、主犯という感覚は、これは僕の全く個人的なものなので、また消 してもらったらいいかなというふうに思います。

司会者:3番さんの事件の中で、先ほど傷害の関係でのお話が出たんですけれども、それで被害に遭った方と被告人の友人が両方出てきたというお話でしたよね。その友人の証言の信用性判断の中に、この友人の供述が捜査段階からだんだん理由もないのに有利に変化してきている部分がありますよというようなことが書いてあるんですけども、それは多分、検察官のほうから捜査段階と違うことを言っていないですかというような質問があったと思うんですけども、そのあたりの記憶はもうないですか。

裁判員経験者3:全く申しわけないですけど、その辺についての記憶はちょっと もう消えてしまったというふうになりますね。

司会者:ありがとうございます。5番さんとかは、そんな場面は特にありませんでしたか。

裁判員経験者5:私の場合は、自分でちょっと思い返していたんですけれども、被告人の方がけがをなさって、顔面に当たって写真まであるのに、自分は殴った覚えがないとか、記憶がないとか、つかみかかったのはあったような気がするとか、つかみかかってやったんちゃうのというように思うんですけれども、そういうことで、していないっていうようなことをすごく正当防衛みたいな感じですかね。やられたからやっただけというふうなことをすごく被告人は訴えはりましたけれども、それをもとにいろんな写真とか、いろんな状態とかで再

現というか、いろんなことをしはって、被告人がいかに自分を守るために虚偽 のことを言っているんじゃないのというように私はとりましたので、そういう 意味では成功じゃないかなと思います。

司会者: その供述が変わっているというところが細か過ぎて、どういう趣旨で聞いているのかわかりにくかったというような感想をよく聞くんですけれども、裁判員の方から。そうすると、4番さんはそういうことはなかったということなんですね。

裁判員経験者4:なかったです,はい。

司会者:岩倉裁判官,何かありますか。

岩倉裁判官:よく言われるのは、あなた捜査段階でこんなこと言っていませんでしたかとか、こういう報告書があるんですけど、あなたが言ったからこんな報告書になっているんじゃないですか、違うじゃないですかという質問が出てくるんですね。その当該証拠自体は証拠になっていないので、裁判員の方を含めて目に触れない。だから、ともすれば証人、あるいは被告人と検察官、あるいは弁護人だけのものと。もちろん尋問ってそんなもので、それまでなんですけども、そこのやり合いのもとになっている証拠書類が目に見えないので、何言っているのかわからん、細かいところで聞いてくると、ますますわからん。あなたこういうことを言っているじゃないですか、いやいや、そう言っていましたかね、そういう趣旨じゃなかったんですよとかいって、だんだん、だんだん、尋問の場が、我々裁判所、裁判官、裁判員の手の届かないところに行っちゃっている。そういうもどかしさというか、わかりにくさというか、そういうことをお感じになるようなことはありませんでしたか。

司会者: こんなことを言っていたんじゃないですか, あんなこと言っていたんじゃないんですかって, かなり細かくなっていき過ぎてわかりにくくならなかったですかというような趣旨だと思うんですけど。

裁判員経験者4:その見せない分厚いファイルにしろ,あと証拠の写真も黒塗りになっていて,裁判員が見えないようにされていたりとかして,だから,10

0%私たちにオープンにされていないので、何となくそこはもう切って考えな しようがないのかなという頭に最初からもうそういう状態で考えていたので、 特にそこまで難しくは考えなかったです。

岩倉裁判官: 4番さんの経験された弁護人の質問は多分上手だった。だから成功, まさに弁護人の狙いがそこにあるわけで,一体,この人の記憶ってちゃんとし ているのということを疑わせたら成功なんですよね。

司会者: そういう意味では弁護人がすごく成功したんですね。

岩倉裁判官: ところが、質問自体が細かいところに行っちゃって、弁護人と証人が何の問答をして、何のことで言い合っているのというのがわからないという ふうな場面は、例えば、4番さん以外の方でなかったでしょうか。

司会者:何かそういう場面,2番さんとか特に感じたことはなかったですか。なければないで,結構です。特にないですか。

裁判員経験者2:ないです。

司会者:5番さんも特にそういう場面はなかったですか。

裁判員経験者5:そうですね。私の場合はさっきも言いましたように、被害者の方のときに、そのやりとりのときに、弁護側がどこをやられましたとか、何かやられるとか言われたときには、だから、今さっき言いましたように、何かわからない状態の中でこうやった、やられた、こうですよとかという、そしたらそのときはこうしたんですかとか言われて、いや、その人も被害者の方も、いやああんまり覚えていないんですけれども、こうと思いますとか。それで、そしたらこうなんですかって。いや、覚えていないと言うてはるのに、次はそしたら被告人は何か左、こっちを出してきましたかとか、いや、いやあって。それはね、人ってそんなとっさに、何かばあっとなったときに、そこまで覚えているかなと思うようなことは聞かれて、そこで時間を費やして、私らも何かその、さっきも言いましたように、写真とそれだけですし、その辺の、だから、どこまでのダメージを与えてけがをしはったということの、そういうときは何かちょっと興味をそがれました、逆に。何ぼ聞いても私たちもわかりませんし、

だって、本人さんもわからない。でもだんだん言われると、それこそつじつまが逆に合わないぐらいにこうですかとか、ああですかって言われても、みんなもぽかんという感じで、そういうときはありました。

司会者: どうぞ, はい。

岩倉裁判官:5番さんの動作の場面,先ほどからおっしゃっているんですけども,要するに,写真をどうしても使わない場合は,先ほど,司会者の齋藤裁判官が言われたように,例えば証人が動作でこうやりましたと説明したときに,あなたがこうと言ったのは右腕を前に出す,斜め前に出すような形で突き出したということですねというように,言葉で再現するんですけれども,それが食い違ってくると,なかなか言葉のやりとりとか,なかなかイメージができにくいということがありますよね。

裁判員経験者5:はい。

岩倉裁判官:その場合に、一つの例として、捜査段階でこんな動作をしていますけど、こういう形でしたかというのを聞いて、写真を添付するということもありますし、あと5番さんがおっしゃったように、法廷で再現をしてみせる。それを場合によっては写真に撮るということもあるんですね。そのときは、5番さんがおっしゃったように、まさに相手のことですからね。じゃあ、私が証人に、被害者に聞いているんだったら、被告人が、検察官がじゃあ、私を被告人と思ってどういうふうな動作を。私があなただと思って、被告人がそのときどういうふうな動作をしたかやってみせてくださいというふうなことを聞く場合もあろうかと思いますけれども、仮にそういうふうなこと、検察官が立ってみて、2人が対峙して動作をしてみたということがあればわかりやすかったでしょうか。

裁判員経験者5:はい、そうですね。それは何も架空のところでやるのと違いますし、写真は本当に何かこんな体育館みたいなところで、柔道みたいな写真なんですよ、何かこう、2人で。それが本当にすごいダメージになっているのかもわかりませんでしたし、それはもちろんやっていただいたほうがどんだけひ

っついているとかというのもありましたので、1人、被害者の方が、ああなんです、こうなんですと言われても、もう一つそれはやっぱり実感として。そこを聞かれるんですけれども、わかりにくいというか、何かそれで、これが致命的にぐんとくるものなんだなということは私たちにはわかりづらかったです。

司会者: ちょっと時間の関係で、大変申しわけないんですけども、次に、被告人の言い分を出す被告人質問というのがありますので、それについて弁護人の立場からはこんな工夫をしているんだけれどもというような話題を、山本弁護士から少し提供していただいてもよろしいでしょうか。

山本弁護士:ちょっと工夫といいましても、要するに、本人の言い分をちゃんと 伝わるようにということなんですけど、例えば中には態度がよくない被告人も いたりとかもあって、あるいは服装がまずかったりとか、いろいろあると思う んですけど、実際その担当された事件で被告人質問をごらんになって、受けられた印象レベルのことをお聞かせ願えたらと思います。

司会者: それでは、まず2番さんから、今、山本弁護士がおっしゃられたような、 被告人に対する質問のときの印象ですね。どんな感じだったのかということ、 何か。

裁判員経験者2:私のときの被告人は、年齢も大分いってまして、もういろんな病気を持っている方だったので、立たれた時点で本当にひ弱でいつ倒れてもおかしくないような感じの人だったので、その時点でもうこの人の弁護人がいろいろ弁護されるんですけども、もううなずくだけで、本人もね。そういった、私の場合はそういった被告人だったので、まあ、強盗致傷というあれはついているんですけども、まあ、おにぎり1個とあと単車を飛ばしたかどうかという内容なので、そういったもので弁護されているので、弁護側が言っていることに対して、別にちゃんと弁護してくれているんじゃないかなという雰囲気はありました。

司会者:ありがとうございます。3番さんはどうですかね。

裁判員経験者3:その部分について,自分はこの被告人は犯行当時19歳という

ことで、この辺がもっと弁護のポイントになってきてもいいんじゃないかということとあわせて、過去に、まだそれよりも若いときに誤認逮捕されているというふうなことで、結果、それらのことについては弁護人も情状のところでしか触れられなかったということで、これはまあ情状のところでしか触れられないようになっとるのかもしれないけども、やはりもっともっとそういうとこら辺、被告人というのも弱いんよというふうなことを訴えてもらえてもよかったんじゃないかなというふうに思うんですけども。

司会者:ありがとうございます。では4番さんどうですか。

裁判員経験者4:見た目の印象でいいんですかね。もう私も2人おられた、被告人が2人いて、2人ともちょっと若い方だったんですけども、2人とも毎回スーツで来られていて、神妙な面持ちはしているんだけど、主犯とその主犯の人についていったという形の2人なんですけど、主犯のほうは裁判員であったり裁判官のほうからいろいろ聞かれて、いらいらしてくると顔に出る、態度に出てくると、そうなると、やっぱり見ているほうもやっぱり心証はよくなかったと思います。もう1人のほうは始終、ずうっと神妙な面持ちでずっと聞かれたので、そういうふうな点では反省しているのかなという印象は受けました。

司会者: そういう印象というのが、例えば刑を決めるときに影響したとか、そんなことはあるんですか。

裁判員経験者4:刑を決めるときに、それこそ保護者の方、ずうっと傍聴されていたんですけど、保護者の方も、関係ないとはいえ、やっぱりずうっと前におられて視界に入るんです。やっぱり保護者の方もこの親にしてこの子ありというような態度で傍聴をされていたので、その点は何となく心証はよくなかったですね。それで決めたわけじゃないですけど。

司会者: ありがとうございます。じゃあ、5番さん、何か、どうぞ。

裁判員経験者5:私のこの方は五十何歳なんですけど,たくさん,たくさんの罪を重ねられたので求刑11年になったんですけれども,ジャージ姿で来てはったんですけれども,覚せい剤をずっとしてはったということもあって,ああい

う態度なのか知らないですけど、そういう真摯な態度ではなかったですし、仲間の刑務所から来はった人が証人で来て、ぱっと目と目が合った時も、ああみたいな、ここって友達みたいな、何か、えっていうような、お互いに、元気かみたいな雰囲気で、ちょっと普通の感覚じゃないんやなって、というイメージはありました。

司会者: ありがとうございます。山本弁護士のほうで、追加で、特に今の関係ではよろしいですか。

そしたら、司会の不手際で、時間がオーバーしてしまっているんですが、大変申しわけないんですけども、裁判官が補充的に質問することがございますよね。そのときに、あ、裁判官はそんなところに興味を持っているんだとかいうことで、すごく影響されるということはなかったですかね、といった点について、何かご感想があればお聞きしたいなというふうに思っているんですけれども。何か、裁判官の質問内容に影響されるようなことが。

岩倉裁判官:裁判員の方の心証に影響するということ。

司会者: そうです。心証に影響することがなかったのかどうかというところで、 何かご感想を言っていただける方はいらっしゃいませんでしょうか。3番さん。

裁判員経験者3:たびたびすみません。私の担当したところについては、その裁判の後の、裁判のときにも自分たちが質問させてもらって、その後また裁判官が質問をしていってくれはるというふうなところに、自分たちの質問の補足も含めて、ものすごく細かく、うまいこと聞いてきてくれはるんですね。そういう意味では、ものすごく裁判官の人の質問というのがやっぱりプロやなと、的を射ているなというふうなことを痛烈に感じさせてもらいました。

司会者:ほかの方は、4番さんとかどうですか。

裁判員経験者4:私も特に影響されたというのはなくて、評議室に帰ってからも、逆に、本当に、あ、そんな質問もあったなというような。何も左右されるとかじゃなく、本当に純粋に判断材料になりました。

司会者:2番さん。特に、なければないで結構ですけど。

裁判員経験者2:一応,一回帰られて,協議して,裁判官さんのほうから何か聞きたい質問ないですかと聞かれますよね。それでいろいろ意見が出まして,まあ,裁判員の何番さん,あなたから直接聞いてくださいということで質問させたんですよね,先ほどもお話ししたように。ただ,それに対して聞かれて,それに対して答えが返ってきたものに対して,自分自身がそれで揺れたかというのは揺れていないんですけども,ただ,そういったことを質問をすることがやっぱりこの裁判員裁判の一番のいいところかなと感じました。

司会者:裁判官が裁判員の方が質問された後に質問されましたかね。

裁判員経験者2:されました。

司会者: それの質問の内容で、自分の考えに影響を受けたりしたことはありますかね。ちょっとやり過ぎやというようなところはあったのかなかったのか。

裁判員経験者2: それもやっぱりみんな、その後帰って、どうなのかということで話し合いはしますので。

司会者:あんまり。

裁判員経験者2:それはその後のいろんな意見の中からの要するに判断材料の一つとなるだけのことであったので、いろんな質問が出てよかったと逆に思います。

司会者: そうすると,裁判官の質問も皆さんの質問と,あるいは検察官,弁護人の質問と同じように,判断材料の一つとして受けとめていただいたと,こういうことですか。

裁判員経験者2:はい。

司会者:ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間がオーバーしてしまいましたけれども、では、尋問 につきましてはこのあたりで終えさせていただいて、続いて、守秘義務の問題 について少しだけご感想等を伺いたいと思います。

皆さんは守秘義務をずっと負っているわけですけれども、これについて何か こういう考えを持っている、あるいはこんな感想を持っているというようなこ とがあれば、ごく簡単で結構ですので、順番に。2番さん、また続けてですけれども。

裁判員経験者2:守秘義務については、別に負担には思わないんですけども、ただ、これもいつまで黙っていなあかんのかなと。逆に死ぬまで言うたらあかんのかとか、言えば自分の持った裁判の判決が出ますよね。その判決が終わった時点でもう判決が終わって、要するに、10年なら10年という刑が出て、10年たったら話してもいいのかとか、そういったものが我々の中でわからない。だから、ずうっと黙ってなあかんのやろうなという感覚で今おります。

司会者: それがすごく負担になっているということはないということですね, 今 のところ。

裁判員経験者2:そうですね。別にそれを、だから言おうと思えば多分負担になると思うんですけども、別にそれに対して言う機会もないし、言おうという別にそういう話も出てこないので、話が出てきた場合に負担になるだけであって。それ以外、普通の生活をしている上では別にそういうことは私は感じていません。

司会者:ありがとうございました。3番さん。

裁判員経験者3: 守秘義務について負担に感じるということはなくて、僕自身はちょっとたまたま今日この場へ出させてもろうたのも、やはり知り合いの警察官がおりまして、正月にお酒を飲んで、話をさせてもらっているときに、僕こんな裁判員裁判に出てたんよというふうなときに、これ、出てくるときに思うたのが、要は、そういう凶器もなしに引っ張っただけで強盗になったんよと、それとあわせて、その警察官が教えてくれたのは、何で犯人はそういう年寄りや女性を狙うんやと、とりやすいから狙うんやろうと、そのようなことをきっちりとあなた知らなあかんよというふうなことを教えてもろうて、確かにそうやけども、その辺、言われても、やっぱり犯人にしてみたらとりやすいところからとるという感覚でしかないんかなというふうなとこら辺が、これは別に守秘義務とは関係ないんやけども、その辺の世間的な常識というものの中に、僕

はもっともっと量刑の中で助けてあげたいなというふうなところがあったということとあわせて、もう1点だけ、ごめんなさい。その量刑のことなんですけども、表れもまたその警察官とちょっと意見が対立したんですけども、執行猶予という関係で、社会の中で更生さすという部分と枠の中で更生さすという部分の中で、断然社会の中でやっぱり僕自身は更生させていくほうが、特に若い子なんやから、もっともっとこれから長い将来において、その辺のことが必要じゃないかなと思うんやけども、その枠の中でするためには、証人にも、そのときに出てきていたんですけども、今度社会の中でいたら、その証人とまた出くわすことがあるというときに、守ってあげられないことがあるんよというふうなことを思ったときに、社会の中がいいのか、枠の中がいいのかというふうなことをやはり痛烈に感じました。

司会者: 守秘義務の関係では特にご負担ではないということでよろしいですかね。 裁判員経験者3:はい。

司会者: ありがとうございます。じゃあ、4番さん。

裁判員経験者4:裁判に参加するに当たって,ごく一部の人に裁判員になってし もうたから,ちょっと今からしばらく面倒かけますという形で,その連絡はし ましたけど,基本,何も特にそんな内容をしゃべるような場もないし,特にそ んな負担に思ったことは一切ないです。

司会者:ありがとうございます。最後に5番さん。

裁判員経験者5:私も、別に会社とかにはちゃんとそのように報告をしましたけれども、別に守秘義務で負担に感じているようなことは何もございません。

司会者:ありがとうございました。

それでは守秘義務についてのご意見も伺ったということで、それでは今日、 この座談会を傍聴していただいているマスコミの方から、何か裁判員経験者の 方にご質問等はございませんでしょうか。

記者:今日は貴重な意見、ありがとうございます。

前半のほうで裁判員経験者の方から意見があったんですけれども、家に帰っ

てからもっとこういうことを聞きたかったというお話があったと思うんですが、その後、裁判が終わるまでに裁判長に本当はこういうことを聞きたかったんですというような話をする機会があったのかどうか教えていただけますでしょうか。

司会者:5番さん。

裁判員経験者5: それはお話しさせていただいたと思います。皆さん、結構そういう話は、夜考えたとか、やっぱりこう思うとかということは、初めのころはあれでしたけど、だんだん。毎日じゃなくて、3日とか4日置いてという、次のときにずれるというか、日にちがずれたときとかもありましたので、その話はこうこうこうやと思いますという話はさせていただいたと思います。

司会者:ほかにおっしゃっておられたのは。更に聞きたかったとおっしゃっていたのは2番さんでしたっけ。5番さんだけでしたか。更にもうちょっと聞きたいことがあったのにみたいな話。

裁判員経験者4:証人さんの確認ということですか。

司会者: それでは4番さん。何か今の記者の方の質問に対して、裁判長にこういうことを聞きたかったんだというふうにお話しされましたかという質問。

裁判員経験者4:もう本当に評議の合間も、休憩時間中も雑談に加えそういうような内容の話を自然にできるような状態だったので、もうもやもや考えたまんまでという方は多分誰もおられなかったと思います。家で、ちょっと昨日、そういえばここ引っ掛かっていてというような話も翌日出ていました。

司会者:裁判官にもこういうことを聞きたかったわというような話をそこでされたと。

裁判員経験者4:そうですね。ちゃんとやって何も引っ掛かりなく判決を迎えた 形です。

記者: ありがとうございます。あともう1点なんですが、証人尋問と被告人質問が始まる前に、内容について完璧に理解して、今日は何か質問しようというふうに、そういう姿勢で聞こうとしたのか。それともまだ内容についての理解は

不十分で、とりあえず、今回は中身だけしっかり理解できるように聞こうというふうだったのか。その証人尋問と被告人質問が始まる前の理解度を教えてもらえればと思います。

司会者:理解度というのは。

記者: 内容も完璧に把握していて、気になる争点について今日は聞こうというふうに思って聞いていたのか、それとも質問するような準備ができていなくて、とりあえず内容の理解を100%しようというふうに、そういう気持ちで聞いていたのかとかなんですが。

司会者: そのあたりで何かおっしゃっていただける方, いらっしゃいますか。 3 番さん。

裁判員経験者3:公判前の事件のあらましということ等で、ここに出てくる内容の中の、この人が今日は証人として立たれますというふうな設定になっていましたので、この人の立場というのはこのあらましの中を見たときに、こうであるなというふうなことは自分自身はわかっていたつもりです。

司会者:ほかの方は。いいですか。よろしいですか。次の質問お願いします。

記者:ありがとうございます。

司会者: それでよろしいでしょうか。

マスコミの方からの質問に20分とっていたのでまだちょっと時間が余ったんですけど、それでは最後に、裁判員裁判を体験されて、今日来たからにはこれだけは是非言っておきたいということとかがもしございましたら、2番さんから。あればで結構ですので。

裁判員経験者2:今回,私,裁判員に選ばれて,こういう機会に参加させていただいたんですけども,我々参加する側は選ばれましたと。はい,じゃあ,行って,選んでくださいということで選ばれます。ただ,我々,会社員,私,会社なんですけども,会社休む場合,やっぱり長期休暇をとるわけですよね。そうすると,我々はいいんですけども,会社員というのがやっぱり負担になるんですよね,会社は。それに対して国の補償というのが今ないんですよね。やっぱ

りそういった面も考えていかないと、裁判員裁判に参加させてあげようという会社の姿勢が、要するに、大企業とか、そういう大手企業はあるかもしれませんけども、やっぱり中小企業になりますと、やっぱり1人抜けるとそれを負担する人が会社の中に出てきますので、そういったものをやっぱりこれからの裁判員裁判の中で考えていってもらわないと、みんなが競って裁判員裁判に、じゃあ、私が行きますというふうに手を挙げてくれる人が、そういう制度ができれば、もっと増えるんじゃないかなというふうな思いをしました。だからそういったものもこれからの裁判員裁判で考えていっていただければ、会社を経営している人はもっとどんどん行きなさいよというふうに推進してくれるんじゃないかなと。選ばれた人も行っていいですかと言いやすくなるような気がしますので、そういった面も今回の私自身は会社がそういった面である程度優遇してくれて、いってらっしゃい、いってきなさいということで、後押ししてくれたんですけども、そういうところが多いような気がしますので、これからそういった面も少しいろんな面で考えていっていただければいいかなと感じました。

司会者: 3番さん,何かございますか。

裁判員経験者3:私は裁判員裁判を経験させてもらって、本当にいろんなことを 教えてもらえたなということを思います。

その中で一つ、たまたま先ほどの話の中に出しましたように、警察官と話をさせてもらったときに、やはり事実に基づいて調べて、それを検察へ送ってくるというふうな中で、その事実を検察のほうで裁判の席で出してきて、それを確認していくというとこら辺のことについて、やはり警察官がその事実を積み上げてきたものを何も知らない自分たちがああやない、こうやないというふうなことを言えるというのは、言える幸せもあるんですけども、やはりもうちょっとその辺の中身、自分自身は意識したかったかなということとあわせて、検察官とて被告人に罰を与えることが決して目的ではないと思うんですよね。ただ、被害者と加害者という意味においてはそれもあるかもしらんけども、やっ

ぱりその1人の被告人について、やはりどうしていかにその部分を更生させていくかというふうなことについて、もっともっとみんなで知恵を出す必要があるんじゃないかなというふうなことを思いました。

司会者:ありがとうございます。では、4番さん何かございますか。

裁判員経験者4:もう2番と3番の方がおっしゃっていただいたので、本当にそれです。

1つだけ、判決を決める際に、過去に似たような判例でこういう刑になりましたという大まかな平均を教えていただいたんですけども、確かにそれを聞いておかなかったら、刑期何年から何年の間でどれぐらいで決めるとなったときに、素人判断では難しいとはすごく思ったんですけど、ただ、平均を見てしまうと、私はもっと重いと思うんやけども、平均これやし下げとこうかとか、私、軽いと思うんやけど、平均これぐらいやしちょっと上げちゃおうかというような、ちょっと何かそういうふうな変な感覚も出てしまったと思うので、平均、皆さんどの裁判員の裁判でも見られていると思うんですけど。

司会者:見ていただいていると思います。

裁判員経験者4:まず、なしで、ちょっと判断できたらなというのは、ちょっと 少し残っていました。

司会者:ありがとうございます。5番さん,何かございますか。

裁判員経験者5:私は、私も働いているんですけれども、今回、ここに寄せていただいたというか、裁判員、実質は2週間ぐらいでしたけれども、やっぱり毎日終わってから仕事に行きまして、その分の仕事をしまして、また次もということで、もうとっても私も負担でしたし、周りの人にとっても、私が休むことによって、かぶさることも、もちろん会社は特別有給というので認められていましたけれども、それとこれとはまた別で、もう本当に大きな負担がありました。

また、家に帰ってからも、持ち帰って仕事もしたいですし、このことも、じ やあ、さよならというわけにはいかず、やっぱりいろんなことを考える中で、 とても負担にはなりました。

やっぱり、何人か寄せていただく中で、今もおっしゃるように、学生さんとか主婦の方とかだけじゃなくて、いろんな方に参加していただくのが一番老若男女、年齢もですけれども、やっぱり30代、40代の男性の方が休んで、これを、2週間ぐらいならともかく、もっとかかるのもありますよね。選べないですよね。それも私たちが寄せていただいたときには、その中で本当に負担、本当に申しわけないんですけども、負担やったということは、これからの方もそれを思ってやっぱり国民の責任というか、ということで寄せていただいていますけども、やっぱり仕事は山積みになっていましたので、それで裁判員に行っているからということは絶対通らないですので、お給料をもらっている以上、その辺は何とか。どうにかできないと思いますけれども、そういう中でご協力させていただいているということはちょっとわかっていただけたらと思います。

司会者: どうもありがとうございました。裁判員として来ていただいただけではなしに、更にこういう座談会にも来ていただいて、本当に、皆さんどうもありがとうございます。

それでは、これで本日の意見交換会を終了させていただきたいと思います。 ご参加いただいた皆さん、本当にどうもありがとうございました。皆さんから いただいたご意見は裁判員裁判を今後より一層いいものにしていくために、是 非使わせていただきたいと思います。今後とも裁判員制度の発展のためにご協 力いただければ幸いです。

では、これで今日の経験者座談会を終わらせていただきます。どうもありが とうございました。

以上